

石油ガス税法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

改正前

(定義等)

第一条 この政令において「石油ガス」、「自動車」、「自動車用の石油ガス容器」、「石油ガスの充てん場」、「保税地域」、「課税石油ガス」、「石油ガスの充てん者」又は「石油ガスの充てん業」とは、それぞれ石油ガス税法(以下「法」という。)第二条、第三条、第四条第一項又は第十五条第八項に規定する石油ガス、自動車、自動車用の石油ガス容器、石油ガスの充てん場、保税地域、課税石油ガス、石油ガスの充てん者又は石油ガスの充てん業をいう。

2 法第二条第三号に規定する政令で定める容器は、その内容積が二百リットル以下である容器(当該容器の所有者が、財務省令で定めるところにより、その容器が自動車に取り付けられないものであることにつき、その容器に石油ガスを充てんする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、かつ、当該承認を受けた旨の表示をしたものを除く。)とする。

3・4 省略

(移出に係る課税石油ガスの特定用途免税の手続等)

第八条 法第十二条第二項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 当該課税石油ガスを移出した者と当該課税石油ガスを移入した者が同一である場合 次に掲げる事項を記載した書類

イ 移入場所の所在地及び名称

ロ 移入した課税石油ガスの重量

ハ 移入の年月日

ニ その他参考となるべき事項

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該課税石油ガスが法第十二条第一項に規定する用途に供する場所に移入されたこと及び当該課税石油ガスに係る同号イからハまでに掲げる事項を当該課税石油ガスを移入した者が証する書類(第九条の二第一項第二号において「免税移入証明書」という。)に基づき、前号イからニまでに掲げる事項並びに当該課税石油ガ

(定義等)

第一条 この政令において「石油ガス」、「自動車」、「自動車用の石油ガス容器」、「石油ガスの充てん場」、「保税地域」、「課税石油ガス」、「石油ガスの充てん者」又は「石油ガスの充てん業」とは、それぞれ石油ガス税法(以下「法」という。)第二条、第三条、第四条第一項又は第十五条第八項に規定する石油ガス、自動車、自動車用の石油ガス容器、石油ガスの充てん場、保税地域、課税石油ガス、石油ガスの充てん者又は石油ガスの充てん業をいう。

2 法第二条第三号に規定する政令で定める容器は、その内容積が二百リットル以下である容器(当該容器の所有者が、財務省令で定めるところにより、その容器が自動車に取り付けられないものであることにつき、その容器に石油ガスを充てんする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、かつ、当該承認を受けた旨の表示をしたものを除く。)とする。

3・4 同上

(移出に係る課税石油ガスの特定用途免税の手続等)

第八条 法第十二条第二項に規定する政令で定める書類は、当該課税石油ガスの移入をする者が前条に規定する用途に供するため課税石油ガスの移入をすることを証する書類及び当該移入をした者が作成した書類で当該課税石油ガスの重量及び当該課税石油ガスに係る次項第二号から第六号までに掲げる事項を記載したものである。

2・3 省 略

スを移入した者の住所及び氏名又は名称を記載した書類

(移出に係る課税石油ガスの特定用途免税に関する特例)

第九条の二 法第十二条の二第一項に規定する石油ガスの充てん者は、当該課税石油ガスにつき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によりその明細を明らかにしなければならない。

一 当該課税石油ガスを移出した者と当該課税石油ガスを移入した者が同一である場合 第八条第一項第一号イからニまでに掲げる事項を帳簿に記載する方法

二 前号に掲げる場合以外の場合 免税移入証明書に基づいて、第八条第一項第一号イからニまでに掲げる事項並びに当該課税石油ガスを移入した者の住所及び氏名又は名称を帳簿に記載する方法

2 法第十二条の二第一項第二号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二 移出する石油ガスの充てん場の所在地及び名称

三 移出先の所在地及び名称並びに当該移出先が当該課税石油ガスを継続して移入する場所であることの事実

四 移出先に移入する者の住所及び氏名又は名称

五 申請の理由

六 その他参考となるべき事項

3 法第十二条の二第二項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

二 移入場所の所在地及び名称並びに当該移入場所が当該課税石油ガスを継続して移入する場所であることの事実

三 移出者の住所及び氏名又は名称

四 移出する石油ガスの充てん場の所在地及び名称

五 申請の理由

六 その他参考となるべき事項

4 税務署長は、前二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をするときはその旨及び法第十二条の二第一項又は第二項の規定

2・3 同上

が適用されることとなる最初の日を、承認をしないときはその旨及びその理由を当該承認の申請者に対し、書面により通知しなければならない。

5| 税務署長は、法第十二条の二第四項の規定により承認を取り消す場合には、その旨、その理由及び同条第一項又は第二項の規定が適用されないこととなる日を当該承認を受けた者に対し、書面により通知しなければならない。

6| 法第十二条の二第一項第二号の承認を受けた者に係る同条第五項の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号
- 二 当該承認に係る石油ガスの充てん場の所在地及び名称
- 三 当該承認に係る移出先の所在地及び名称並びに当該移出先に移入して
いた者の住所及び氏名又は名称

四 当該承認を受けた年月日

五 届出の理由

六 法第十二条の二第一項の規定の適用を受けないこととなる年月日

七 その他参考となるべき事項

7| 法第十二条の二第二項の承認を受けた者に係る同条第五項の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

二 当該承認に係る移入場所の所在地及び名称

三 当該承認を受けた年月日

四 届出の理由

五 法第十二条の二第二項の規定の適用を受けないこととなる年月日

六 その他参考となるべき事項

(開廃等の申告)

第二十条 法第二十三条第一項前段の申告をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を当該税務署長に提出しなければならない。

一 三 省 略

四 石油ガスの貯蔵及び充てん設備の詳細

五 石油ガスの充てん業を開始しようとする年月日

六 省 略

2 石油ガスの充てん者は、石油ガスの充てん業を廃止し、又は休止した場合

(開廃等の申告)

第二十条 同上

一 三 同 上

四 石油ガスの貯蔵及び充てん設備の詳細

五 石油ガスの充てん業を開始しようとする年月日

六 同 上

2 石油ガスの充てん者は、石油ガスの充てん業を廃止し、又は休止した場合

には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申告書を当該税務署長に提出
しなければならぬ。

一・二 省略

三 石油ガスの充填業の廃止の年月日又は休止の期間

附 則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申告書を当該税務署長に提
出しなければならぬ。

一・二 同上

三 石油ガスの充てん業の廃止の年月日又は休止の期間